

# 自立型タッチパネル式券売機 仕様書

## 1 目的・概要

本仕様書は、来館者の利便性向上および職員の業務効率化を目的として設置する、自立型タッチパネル式券売機について、必要な機能、性能、構成及び保守条件等を定めるものである。

## 2 設置条件

- ・屋内常設設置とする（わらべ館 1F 受付）。
- ・一般来館者が自ら操作することを前提とする。
- ・令和 8 年 3 月 31 日までに設置すること。ただし、納期的に難しい場合は、協議のうえ令和 8 年 4 月 20 日まで（最長）の納入を認める。

## 3 基本構成

以下を一体または同等構成で備えること。

- ・券売機本体
- ・タッチパネル式操作表示部（概ね 15 インチ以上、フルカラー）
- ・発券部
- ・現金処理部（紙幣・硬貨）
- ・キャッシュレス決済端末
- ・制御用ソフトウェア
- ・取扱説明書、操作マニュアル一式

## 4 操作・表示機能

- ・タッチパネル方式とし、直感的に操作できること。
- ・高齢者にも配慮し、文字サイズ、ボタンサイズが十分確保されていること。
- ・操作手順は簡潔で、利用者が迷いにくい構成とすること。

## 5 多言語対応

- ・日本語以外に少なくとも英語に対応すること。

## 6 販売機能

以下の券種を販売できること。

- ・入館券（大人）500円
- ・割引券（団体、JAF等）400円
- ・外国人 250円
- ・年間パス 1,500円

※券種、金額、販売条件等は管理画面から変更可能であること。

※将来的な券種追加・機能拡張が可能な構成であること。

※高額紙幣対応機であること。

## 7 決済機能

以下の決済方法に対応すること。

- ・現金決済（紙幣・硬貨）
- ・クレジットカード決済
- ・QRコード決済

※決済手段の追加・変更に柔軟に対応できる構成であること。

※審査等の都合により、キャッシュレス決済の開通日が令和8年4月1日に間に合わない場合は、キャッシュレス決済が可能となる見込みの日を記入すること。

## 8 発券機能

- ・券面には、券種、金額、発券日時等を印字できること。（レシートや引換券など同時に複数の券を発行する場合には、少なくとも一つの券面には、券種・金額・発券日時のすべてが印字できること。）
- ・発券速度が実用上十分であること。
- ・紙詰まり等が発生した場合、職員が容易に復旧できる構造であること。
- ・インボイスに対応した領収書を印字発行できること。

## 9 管理・運用機能

- ・売上データを日別、月別、券種別等で自動集計できること。
- ・売上データを電子データで出力できること。

- ・釣銭残量や売上状況が券売機本体で確認できること。
- ・釣銭回収作業が容易に行える構造であること。

## 10 保守・サポート

- ・日常的な点検、消耗品補充を職員が行える構造であること。
- ・令和8年4月1日から少なくとも5年間（60ヶ月）の保守・サポートを提供すること。
- ・1年間の製品保証を付すること。ただし、メーカー等が1年を超える保証を行うとした場合は、その保証期間を適用する。また、契約期間中は原則としてオンサイト保守を行うこと。

### 【保守内容】

- (1) 故障が発生したときには、特段の事情がある場合を除き、原則、当日または翌日の午前中までに修繕等の一次対応をすること。
- (2) 保守作業の受付及び実施は、少なくとも平日の午前9時から午後5時まで対応すること（年末年始は除く）。
- (3) 県下にハードウェアのサービス拠点を有し、導入機器の障害・修理等に対して迅速に対応できること。
- (4) 保守料には、訪問修理時の出張料、作業費、部品代等復旧に要する費用を含めること。
- (5) ただし、以下については、保守契約の対象外とする。
  - (ア) 不適切な使用、取り扱いに起因する故障
  - (イ) 故意または重大な過失に起因する故障
  - (ウ) 製造会社、または製造会社の指定する者以外の改造等に起因する故障
  - (エ) 消耗品の補充、交換
  - (オ) 日常清掃
  - (カ) 天災等により生じた故障
  - (キ) 経年劣化による損耗部品の交換
  - (ク) 機器のオーバーホール

## 11 安全性・信頼性

- ・長時間連続稼働に耐えうる設計であること。
- ・停電時にも売上データ等が保持されること。
- ・不正操作や盗難防止に配慮した構造であること。

## 12 納入・導入作業

- ・搬入、設置、初期設定、試運転を含むこと。
- ・職員向けの操作説明、引き渡し時の説明を行うこと。
- ・納入期限は令和 8 年 3 月 31 日とする。ただし、納期的に難しい場合は、協議のうえ  
令和 8 年 4 月 20 日まで（最長）の納入を認める。

## 13 その他

- ・仕様の詳細は、導入業者との協議により調整できるものとする。
- ・自動販売機の設置に際しては、電源及び有線通信環境を当財団の負担により手配する。
- ・券売機は未使用品（新古品・中古品及び改造品は不可）とし、メーカーのカタログに記載されている市販品であること。
- ・設置時には券売機を固定する等、転倒防止のため必要な措置を講じるとともに、初期設定及び調整等を行い、使用できる状態にして納入すること。ただし、床面は大理石のためアンカー工事は不可。
- ・搬入、設置（固定）、初期設定、納入時に使用可能な状態とするため用品代に要する費用の一切は、機器代に含めること。